

熊本県公報

第 1 1 3 4 8 号
平成 17 年 12 月 16 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- "……………(") 1
- 公有水面埋立に伴うしゅん功認可……………(漁 港 課) 1
- 公有水面埋立免許の出願……………(") 2
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 3
- "……………(") 3
- "……………(") 4
- 道路の供用開始……………(") 4
- "……………(") 4
- 平成 17 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領……………(財 政 課) 5

公 告

- 八代港湾計画の変更の概要……………(港 湾 課) 16
- 入会林野整備計画の適否決定……………(林 政 課) 17
- 道路の位置指定……………(建 築 課) 17
- "……………(") 17
- "……………(") 18
- 提案公募方式による業務委託の受託者の選定……………(労働雇用課) 18
- 県有財産の売却……………(管 財 課) 19
- 熊本県病院事業業務状況の公表……………(障害者支援総室) 19

登 載 依 頼

- 指定講習機関に関する規則に定める講習機関の代表者の変更(県警本部運転免許課) 28
- 運転免許取得者教育の認定に関する規則に定める認定教育実施者の代表者の変更……………(") 28
- 全長 15 センチメートル以下のマダいの採捕禁止 (天草不知火海区漁業調整委員会) 28

告 示

熊本県告示第 1412 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンター山田クリニック 荒尾市東屋形二丁目14番地9	医療法人山田クリニック	平成17年12月6日

熊本県告示第 1413 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
阿蘇郡医師会南部ケアプランセンター 阿蘇郡高森町高森1609番地	社団法人阿蘇郡医師会	平成17年12月6日

熊本県告示第 1414 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成17年12月5日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
牛深市牛深町 2286 番地 103 砂月漁港管理者 牛深市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
牛深市牛深町字出ノ串 3809 の 1、3810、3811、又 3815 及び 3813 に隣接する無番地（護岸）地先並びに字小崎 3898 の 2、3898 の 3、3898、3899 の 1、3899 の 4、3900 の 1 に隣接する無番地（護岸）地先並びに平成17年3月31日熊本県指令漁第77号のしゅん功認可に係る埋立地地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点から⑥の地点までを順次直線で結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ平成7年の春分の日満潮位（DL + 3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 砂月漁港1号防波堤灯台
（北緯32度10分46秒 東経130度02分06秒）から48度24分25秒 159.99
メートルの地点
②の地点 ①の地点から229度25分33秒 9.20メートルの地点
③の地点 ②の地点から318度00分32秒 5.70メートルの地点
④の地点 ③の地点から228度46分31秒 1.80メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から319度02分05秒 140.00メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から295度16分46秒 52.50メートルの地点
 - (3) 面積
11,770.40 平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 関係書類の備置場所
熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに牛深市水産課

熊本県告示第1415号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定に基づき公有水面埋立の出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び氏名
宇土市浦田町 51 番地 網田漁港管理者 宇土市
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
宇土市戸口町字外平 707、710、711、714、719 及び 720 地先並びに字戸口 729、730、731、733、734、735、736、795 の 1、796、797、799、800、801 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路に隣接する公共空地地先公有水面
 - (2) 区域
1の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点から136度57分45秒106.906メートルの地点を中心とする半径106.906メートルの円で2の地点と3の地点を結ぶ西側の円弧、3の地点から271度01分27秒92.460メートルの地点を中心とする半径92.460メートルの円で3の地点と4の地点を結ぶ東側の円弧、4の地点から7の地点までを順次直線で結んだ線及び7の地点と1の地点とを結ぶ平成17年春分の日満潮位（DL + 4.39 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
1の地点 網田漁港基準点（北緯32度39分56秒 東経130度32分20秒）から72度40分14秒 569.385メートルの地点
2の地点 1の地点から226度57分51秒 94.756メートルの地点
3の地点 2の地点から203度44分59秒 83.436メートルの地点
4の地点 3の地点から190度19分14秒 29.950メートルの地点
5の地点 4の地点から136度57分52秒 51.418メートルの地点
6の地点 5の地点から203度13分48秒 14.220メートルの地点
7の地点 6の地点から135度33分05秒 13.854メートルの地点
 - (3) 面積
11,014.66 平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
宇土市戸口町字外平 706、707、710、711、714、719、720、721、718、722 の 2、722 の 1、723 地内及び同地先公有水面並びに字戸口 729、730、731、733、734、735、

736、795 の 1、796、797、799、800、801、870、871 の 2、872 の 1、873 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路に隣接する公共空地地内及び同地先公有水面

(2) 区域

A の地点から G の地点までを順次直線で結んだ線及び G の地点と A の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

A の地点 網田漁港基準点(北緯 32 度 39 分 56 秒 東経 130 度 32 分 20 秒) から 69 度 26 分 06 秒 593.852 メートルの地点

B の地点 A の地点から 226 度 57 分 51 秒 267.516 メートルの地点

C の地点 B の地点から 135 度 33 分 06 秒 163.735 メートルの地点

D の地点 C の地点から 45 度 58 分 27 秒 19.211 メートルの地点

E の地点 D の地点から 10 度 34 分 21 秒 46.745 メートルの地点

F の地点 E の地点から 13 度 28 分 10 秒 73.638 メートルの地点

G の地点 F の地点から 37 度 49 分 33 秒 44.507 メートルの地点

(3) 面積

24,647.50 平方メートル

4 埋立地の用途

漁村再開発施設用地

5 関係書類の縦覧場所

熊本県林務水産部漁港課及び宇土市経済部農林水産課

6 縦覧期間

平成 17 年 12 月 16 日から平成 18 年 1 月 11 日まで

熊本県告示第 1416 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 12 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 12 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	本渡苓北 線	天草郡苓北町志岐字宇土神楽 1663 番 1 地先から 同字 1663 番 1 地先まで	前	10.6 ～ 15.5	17.0	災 補 道
			後	15.5 ～ 23.5	17.0	

2 区域変更する期日 平成 17 年 12 月 16 日

熊本県告示第 1417 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 12 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 12 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	小川停車場 場線	宇城市小川町南新田字江口 438 番 2 地先から	前	6.10 ～ 7.26	64.6	迂 回 路 設 置
			後	6.10 ～ 7.26	64.6	

	同市小川町江頭字新開			
	529番2地先まで		6.50	70.3

2 区域変更する期日 平成17年12月16日

熊本県告示第1418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	北里宮原 線	阿蘇郡小国町大字北里字柳迫	前	5.0 ～ 21.0	816.8	旧 移 道 管
		401番1地先から		10.0 ～ 52.6	204.0	
		同大字 字隠勢	後	10.0 ～ 52.6	204.0	
		382番1地先まで				

2 区域変更する期日 平成17年12月16日

熊本県告示第1419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年12月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	本渡市楠浦町字新田 10255番8地先から 同市楠浦町字大友尻 904番10地先まで	1,075.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成17年12月16日

熊本県告示第1420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年12月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	388号	球磨郡湯前町字水ノ手 3216番1地先から 同町字大塚 2614番3地先まで	679.8	地 域 連 携 特 一

2 供用開始する期日 平成17年12月22日

熊本県告示第1421号

平成17年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成17年11月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成17年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

平成17年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,474,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743,940,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		124,453,303	3,495,393	127,948,696
	1 国庫負担金	44,502,378	1,544,914	46,047,292
	2 国庫補助金	76,205,157	1,945,784	78,150,941
	3 国庫委託金	3,745,768	4,695	3,750,463
2 繰入金		31,554,747	240,507	31,795,254
	1 基金繰入金	27,345,020	240,507	27,585,527
3 繰越金		1,328,376	114,308	1,442,684
	1 繰越金	1,328,376	114,308	1,442,684
4 諸収入		41,411,777	138,107	41,549,884
	1 受託事業収入	1,559,260	78,277	1,637,537
	2 雑収入	6,850,501	59,830	6,910,331
5 県債		100,462,000	1,486,000	101,948,000
	1 県債	100,462,000	1,486,000	101,948,000
歳入合計		738,466,298	5,474,315	743,940,613

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		34,776,235	5,000	34,781,235
	1 企画費	5,025,720	5,000	5,030,720
2 民生費		66,613,859	8,661	66,622,520
	1 社会福祉費	41,221,647	9,049	41,230,696
	2 児童福祉費	20,764,385	△ 388	20,763,997
3 衛生費		33,473,394	36,453	33,509,847
	1 公衆衛生費	24,442,745	36,453	24,479,198
4 農水産業林費		81,582,933	1,199,792	82,782,725
	1 農業費	18,475,171	59,231	18,534,402
	2 畜産業費	4,117,242	2,095	4,119,337
	3 林業費	18,872,949	1,128,566	20,001,515
	4 水産業費	7,700,559	9,900	7,710,459
5 土木費		109,520,676	909,377	110,430,053
	1 道路橋りょう費	52,368,566	77,000	52,445,566

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 河川海岸費	24,371,573	830,000	25,201,573
	3 住 宅 費	2,384,999	2,377	2,387,376
6 警 察 費		42,360,613	13,722	42,374,335
	1 警察管理費	38,240,536	6,912	38,247,448
	2 警察活動費	4,120,077	6,810	4,126,887
7 教 育 費		175,173,544	56,376	175,229,920
	1 教育総務費	21,066,272	9,016	21,075,288
	2 保健体育費	1,887,096	47,360	1,934,456
8 災害復旧費		5,927,370	3,244,934	9,172,304
	1 農林水産業 災害復旧費	2,258,019	730,063	2,988,082
	2 土木災害 復 旧 費	3,619,046	2,514,871	6,133,917
歳 出 合 計		738,466,298	5,474,315	743,940,613

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎保守管理等業務	平成18年度 ～平成20年度	千円 482,000
	年次別内訳	
	平成18年度 平成19年度 平成20年度	381,931 50,034 50,035
2 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成18年度	143,000
3 指定野菜価格安定対策資金支払保証 社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対し県の必要造成計画額の4分の1を限度とし、その不足額を補助する支払保証	平成17年度 ～平成18年度	100,000
4 道路維持費	平成18年度	101,000
5 道路新設改良費	平成18年度	1,675,000
6 橋りょう維持費	平成18年度	210,000
7 河川改良費	平成18年度	346,000
8 砂防費	平成18年度	105,000
9 港湾建設費	平成18年度	180,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 情報処理関連業務	平成18年度 ～平成22年度	千円 1,014,000	平成18年度 ～平成23年度	千円 1,203,000
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度	571,328 267,218 144,000 31,164 290	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度	606,964 304,702 181,484 68,648 37,774 3,428
2 事務機器等賃借	平成18年度 ～平成25年度	1,822,000	平成18年度 ～平成25年度	1,825,000
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	428,009 389,432 390,156 378,230 219,331 6,300 6,300 4,242	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	428,609 390,032 390,756 378,830 219,931 6,300 6,300 4,242

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
治山国庫補助事業費	2,450,000	(借入先) 財務省、日		据置期間を 含め30年以内	2,774,000			
河川国庫補助事業費	1,614,000	本郵政公社、		半年賦元利	1,717,000			
砂防国庫補助事業費	2,945,000	公営企業金融 公庫、会社、		均等償還又は 元金均等償還、	3,125,000			
治山災害現年 発生国庫補助事業費	43,000	その他 (借入方法)		満期一括償還 等	93,000			
公共土木現年 発生国庫補助事業費	904,000	証書借入又		但し、県財	1,648,000			
単県治山事業費	84,000	は証券発行 (その他)	年10% 以 内	政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	87,000			
		工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。						(補正前に同じ)
計	8,040,000				9,444,000			

平成17年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成17年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場運転保守業務	平成18年度 ～平成22年度	千円 607,000

平成17年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成17年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場料金徴収等業務	平成18年度	千円 30,000

公 告

熊本県公告第 937 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、八代港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成 17 年 12 月 16 日

八代港港湾管理者 熊本県

代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

1 八代港港湾計画の変更の概要

(1) 公共ふ頭計画

外港地区

岸壁

2 バース 延長 560 メートル 水深 14 メートル

(変更前 2 バース 延長 480 メートル 水深 12 メートル (既設))

ふ頭用地 面積 2 ヘクタール

大島北地区 既定計画を削除する。

大島西地区 既定計画を削除する。

加賀島地区 既定計画を削除する。

(2) 旅客船ふ頭計画

加賀島地区 既定計画を削除する。

(3) 危険物取扱施設計画

大島地区 ドルフィン 2 バース (公共) 水深 6.5 メートル

(変更前 3 バース (専用) 水深 5 メートル (既設))

(4) 水域施設計画

外港地区

航路 幅員 330 メートル 水深 14 メートル

航路 幅員 60 メートル 水深 6 メートル

泊地 面積 51 ヘクタール 水深 14 メートル

大島地区

航路 幅員 87 メートル 水深 6.5 メートル

泊地 面積 17 ヘクタール 水深 6.5 メートル

大島北地区 既定計画を削除する。

大島西地区 既定計画を削除する。

外港北航路 既定計画を削除する。

加賀島地区 既定計画を削除する。

(5) 外郭施設計画

大島地区 防砂堤 延長 1,300 メートル

既設防波堤 1,300 メートルは撤去する。

(6) 小型船だまり計画

外港地区

防波堤 延長 90 メートル

既設防波堤 130 メートルは撤去する。

大島地区

泊地 面積 2.9 ヘクタール 水深 0.5 ~ 1 メートル (既設)

防波堤 延長 132 メートル (既設)

小型さん橋 7 基 (既設)

新開地区

泊地 面積 0.2 ヘクタール 水深 1.5 メートル (既設)

防波堤 延長 143 メートル (既設)

物揚場 延長 90 メートル 水深 1.5 メートル (既設)

ふ頭用地 面積 1 ヘクタール (既設)

大島北地区 既定計画を削除する。

(7) 臨港交通施設計画

道路

臨港道路外港南北線 4 車線 起点 外港地区 終点 臨港道路大島線

臨港道路大島北線 2 車線 起点 大島地区 終点 臨港道路郡築堤防

線

(変更前 2 車線 起点 大島北小型船ふ頭 終点 臨港道路

大島北ふ頭線)

臨港道路加賀島線 4 車線 起点 加賀島地区 終点 臨港道路内港ふ

頭線

(変更前 2 車線 起点 臨港道路外港加賀島線 終点 臨港

道路内港ふ頭線)

臨港道路大島西線 既定計画を削除する。

臨港道路大島北ふ頭線 既定計画を削除する。

臨港道路外港加賀島線 既定計画を削除する。

(8) 港湾環境整備施設計画

加賀島地区

緑地 面積 50 ヘクタール

(変更前 緑地 面積 28 ヘクタール)

大島北地区 既定計画を削除する。

大島西地区 既定計画を削除する。

(9) 廃棄物処理計画

大築島地区

廃棄物処理用地 20 ヘクタールを削除する。

大島北地区 既定計画を削除する。
 (10) 土地造成及び土地利用計画

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	ふ頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	その他 緑地	危険物 取扱施 設用地	廃棄物 処理用地	合計
外 港	(2) 62	5	205	16	5	13			(2) 306
内 港	30	18	2	4	1		2		57
大 島				1			15		16
加賀島	1		20	5	50				76
大築島								81	81
蛇 籠	1								1
新 開	1								1
千 反	1								1
合 計	(2) 94	23	227	26	55	13	18	81	(2) 536

注1) () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

- 2 港湾計画の縦覧の場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県土木部港湾課

熊本県公告第938号

球磨郡山江村大字山田乙2315番地、西章鹿倉入会林野整備組合代表者吉田九十己から西章鹿倉入会林野整備計画の認可申請があり、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第6条第2項の規定により審査した結果、同条第1項の規定により適当と決定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり縦覧に供する。関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了後30日以内に申し立てられたい。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
 平成17年12月17日から平成18年1月16日まで
- 2 縦覧の場所
 熊本県林務水産部林政課
 球磨地域振興局農林部林務課
 山江村役場
- 3 縦覧に供する書類
 西章鹿倉入会林野整備計画書

熊本県公告第939号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡城南町大字坂野2068番地
- 2 築造者の氏名 高浜輝義
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字今吉野字中原1292番7
- 4 道路の幅員 5.02メートル
- 5 道路の延長 50.92メートル
- 6 指定年月日 平成17年12月2日
- 7 指定番号 宇城景建第38号

熊本県公告第940号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡城南町大字阿高 303 番地 1
- 2 築造者の氏名 ふれあいホーム株式会社
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字碓字新道 169 番 1 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 5.00 メートルまで
- 5 道路の延長 81.45 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 12 月 2 日
- 7 指定番号 宇城景建第 39 号

熊本県公告第 941 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 17 年 12 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字大和 27 番地 9
- 2 築造者の氏名 株式会社グランドシティ
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字豊田字中原 434 番 3
- 4 道路の幅員 6.01 メートルから 6.34 メートルまで
- 5 道路の延長 81.80 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 12 月 6 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 25 号

熊本県公告第 942 号

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 17 年 12 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
就職セミナー事業
 - (2) 業務内容
 - ア 家庭と仕事の両立を目指す者をはじめとする就職希望者を対象とした就職セミナー開催に伴う基調講演
 - (ア) 実施日及び実施時間
平成 18 年 3 月 9 日（木）午後 1 時～午後 2 時
 - (イ) 実施場所
くまもと県民交流館パレア 会議室 1
 - イ 就職セミナー参加者と求人企業との就職面談会の開催
 - (ア) 実施日及び実施時間
平成 18 年 3 月 9 日（木）午後 1 時～午後 5 時
 - (イ) 実施場所
くまもと県民交流館パレア パレアホール
 - ウ 就職セミナーに関連したイベントの開催
 - (ア) 実施日及び実施時間
平成 18 年 3 月 9 日（木）午後 1 時～午後 5 時
 - (イ) 実施場所
くまもと県民交流館パレア 会議室
 - エ その他センター業務に資すること（実施後のアンケート調査等）
なお、詳細については、3 の企画コンペ参加説明会で配布する「就職セミナー実施要領」及び「就職セミナー企画コンペ参加要領」による。
- 2 企画コンペ参加希望者の要件
企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。
なお、参加希望者は、原則として、3 の企画コンペ参加説明会に出席するものとする。
 - (1) 参加希望者の要件
 - ア 県内において、就職支援の活動を行っている法人であること。
 - イ 過去 1 年間において、企業及び求職者を集めて再就職のための就職個別面談会の実績があること。
 - (2) 本事業の実施に当たっての要件
就職面談会の実施に当たって、セミナー開催の趣旨にあった 30 社以上の企業を集めることができること。
- 3 企画コンペ参加説明会
企画コンペ参加希望者は、原則として、説明会に参加するものとする。
 - (1) 日時
平成 17 年 12 月 22 日（木）午前 10 時～午後 11 時
 - (2) 場所
熊本市手取本町 8 番 9 号 テトリアくまもとビル 9 階
くまもと県民交流館会議室 2
- 4 問い合わせ先

熊本市手取本町8番9号 テトリアくまもとビル9階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
(096-355-4309)

熊本県公告第943号

県有財産を次のとおり売却する。
平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
上益城郡山都町城平字原畑995番2
宅地 572.21平方メートル
最低売却価格4,990,000円
- 2 入札期日
平成17年12月28日(水) 午前10時30分
- 3 入札場所
上益城郡山都町城平954 熊本県立矢部高等学校 2階小会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成17年12月26日(月) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成18年1月20日(金) 午後5時
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2088)

熊本県公告第944号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定に基づき、熊本県病院事業の業務状況を次のとおり公表する。
平成17年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成17年度上期（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）における業務の状況は次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数18,809人、1日平均125.4人で、前年度同期と比較すると、延人数945人、1日平均6.3人の増となっている。

また、入院患者は、延人数32,513人、1日平均177.7人、病床利用率88.8%で、前年度同期と比較すると、延人数1,182人、1日平均6.4人、病床利用率3.3%の減となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延人数	3,047	3,010	3,168	3,007	3,375	3,202	18,809
1日平均	121.9	130.9	121.8	120.3	125.0	133.4	125.4

② 入院患者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
定床	200	200	200	200	200	200	
延人数	5,771	5,542	5,041	5,214	5,437	5,508	32,513
1日平均	192.4	178.8	168.0	168.2	175.4	183.6	177.7
利用率	96.2%	89.4%	84.0%	84.1%	87.7%	91.8%	88.8%

③ 入退院調

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入院者数	30	26	46	35	54	45	236
退院者数	37	47	36	44	36	41	241
月末患者数	185	164	174	165	183	187	

④ 外来患者病名別調（延人数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
統合失調症（注）		1,369	1,343	1,379	1,321	1,424	1,341	8,177
躁うつ病（うつ病含む）		658	632	705	649	723	765	4,132
老年期	痴呆	92	88	85	93	131	107	596
精神病	幻覚妄想	15	13	15	9	15	8	75
脳器質性精神障害		55	56	53	53	60	66	343
依存症	アルコール	123	114	125	99	126	100	687
	覚醒剤	32	36	29	39	31	31	198
	その他	19	9	15	17	17	11	88
その他の精神病		224	235	237	227	280	269	1,472
精神遅滞		27	26	31	26	34	34	178
人格障害		0	0	0	0	0	0	0
神経症		315	332	360	352	382	333	2,074
てんかん		41	44	47	46	49	53	280
その他		77	82	87	76	103	84	509
合計		3,047	3,010	3,168	3,007	3,375	3,202	18,809

※延人数……患者それぞれの外来通院日数の合計

（注）統合失調症と精神分裂病は同義である。

⑤ 入院患者病名別調（延人数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
統合失調症（注）		2,744	2,788	2,552	2,494	2,645	2,679	15,902
躁うつ病（うつ病含む）		967	646	615	832	871	744	4,675
老年期	痴呆	843	816	674	704	751	744	4,532
精神病	幻覚妄想	250	272	234	256	240	298	1,550
脳器質性精神障害		156	170	147	128	120	119	840
依存症	アルコール	281	272	264	256	300	328	1,701
	覚醒剤	125	136	117	160	120	119	777
	その他	0	0	0	32	0	0	32
その他の精神病		187	204	234	160	150	238	1,173
精神遅滞		31	34	29	32	30	30	186
人格障害		0	0	29	0	0	30	59
神経症		156	136	117	128	180	149	866
てんかん		0	0	0	0	0	0	0
その他		31	68	29	32	30	30	220
合計		5,771	5,542	5,041	5,214	5,437	5,508	32,513

※延人数……患者それぞれの入院日数の合計

（注）統合失調症と精神分裂病は同義である。

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H16.4.1現在	H17.4.1現在
医 師	7	7
医 療 技 術 職 員	11	11
看 護 師	74	75
准 看 護 師	3	3
事 務 職 員	10	11
技 能 労 務 職 員	17	16
計	122	123

2 経理の状況

(1) 損益計算書（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）

(単位：円)

医業収益	553,704,906	
医業費用	678,738,874	
当期営業損失		125,033,968
医業外収益	415,657,068	
医業外費用	66,313,375	
当期経常利益		224,309,725

(2) 平成16年度決算の状況

① 損益計算書

(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(単位：円)

1 医業収益			
(1) 入院収益	929,334,837		
(2) 外来収益	190,523,522		
(3) その他医業収益	<u>3,777,930</u>	1,123,636,289	
2 医業費用			
(1) 給与費	1,192,505,287		
(2) 材料費	107,114,983		
(3) 経費	155,559,916		
(4) 減価償却費	155,001,900		
(5) 資産減耗費	661,672		
(6) 研究研修費	<u>4,864,504</u>	<u>1,615,708,262</u>	
営業損失			492,071,973
3 医業外収益			
(1) 受取利息	17,406		
(2) 一般会計負担金	854,621,000		
(3) その他医業外収益	<u>5,181,461</u>	859,819,867	
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	138,981,212		
(2) 雑損失	<u>0</u>	<u>138,981,212</u>	<u>720,838,655</u>
経常利益			228,766,682
5 特別利益	<u>0</u>	0	
6 特別損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当年度純利益			228,766,682
前年度繰越欠損金			<u>1,457,101,187</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>1,228,334,505</u></u>

② 貸借対照表

(平成17年3月31日)

(単位：円)

		資 産 の 部		
1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		283,278,583	
ロ	建物	4,914,058,957		
	減価償却累計額	<u>882,808,225</u>	4,031,250,732	
ハ	構築物	522,230,400		
	減価償却累計額	<u>196,752,701</u>	325,477,699	
ニ	器械備品	417,619,316		
	減価償却累計額	<u>353,980,342</u>	63,638,974	
ホ	車輛	16,258,790		
	減価償却累計額	<u>15,445,850</u>	812,940	
ヘ	建設仮勘定		0	
	有形固定資産合計		<u>4,704,458,928</u>	
(2)	無形固定資産			
イ	電話加入権		240,832	
	無形固定資産合計		<u>240,832</u>	
	固定資産合計			<u>4,704,699,760</u>
2	流動資産			
(1)	現金預金		961,924,805	
(2)	未収金		171,827,684	
(3)	貯蔵品		1,347,108	
(4)	前払金		0	
(5)	その他流動資産		1,000,000	
	流動資産合計		<u>1,136,099,597</u>	
	資産合計			<u>5,840,799,357</u>
		負 債 の 部		
3	固定負債			
(1)	一般会計借入金		0	
(2)	修繕引当金		227,926	
	固定負債合計		<u>227,926</u>	
4	流動負債			
(1)	未払金		116,733,576	
(2)	預り金		5,002,753	
(3)	その他流動負債		1,000,000	
	流動負債合計		<u>122,736,329</u>	
	負債合計			<u>122,964,255</u>
		資 本 の 部		
5	資本金			
(1)	自己資本金		1,726,239,924	
(2)	借入資本金			
イ	企業債	4,508,443,545		
ロ	一般会計借入金	<u>0</u>		
	借入資本金合計		<u>4,508,443,545</u>	
	資本金合計			<u>6,234,683,469</u>
6	剰余金			
(1)	資本剰余金			
イ	受贈財産評価額	155,049,830		
ロ	補助金	<u>384,417,000</u>		
	資本剰余金合計		539,466,830	
(2)	利益剰余金			
イ	減価積立金	172,019,308		
ロ	利益積立金	0		
ハ	当年度未処理欠損金	<u>1,228,334,505</u>		
	利益剰余金合計		<u>△1,056,315,197</u>	
	剰余金合計			<u>△516,848,367</u>
	資本合計			<u>5,717,835,102</u>
	負債資本合計			<u>5,840,799,357</u>

③ 剰余金計算書

(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(単位：円)

利益剰余金の部

I 減債積立金

1	前年度末残高	172,019,308	
2	前年度繰入額	0	
3	当年度処分額	0	
4	当年度末残高		172,019,308

II 利益積立金

1	前年度末残高	0	
2	前年度繰入額	0	
3	当年度処分額	0	
4	当年度末残高		0
	積立金合計		<u>172,019,308</u>

III 欠損金

1	前年度未処理欠損金		1,457,101,187
2	前年度欠損金処理額		
	(1) 利益積立金繰入額	0	
	(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
	(3) 資本剰余金繰入額	0	
	繰越欠損金年度末残高		<u>1,457,101,187</u>
3	当年度純利益		<u>228,766,682</u>
	当年度未処理欠損金		<u>1,228,334,505</u>

資本剰余金の部

I 受贈財産評価額

1	前年度末残高	155,049,830	
2	前年度処分額	0	
3	当年度発生額	0	
4	当年度処分額	0	
5	当年度末残高		155,049,830

II 補助金

1	前年度末残高	384,417,000	
2	前年度処分額	0	
3	当年度発生額	0	
4	当年度処分額	0	
5	当年度末残高		<u>384,417,000</u>
	翌年度繰越資本剰余金		<u>539,466,830</u>

④ 欠 損 金 処 理 計 算 書

(単位：円)

1	当年度未処理欠損金		1,228,334,505
2	欠損金処理額		
(1)	利益積立金繰入額	0	
(2)	利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
(3)	資本剰余金繰入額	<u>0</u>	<u>0</u>
3	翌年度繰越欠損金		<u><u>1,228,334,505</u></u>

3 平成17年度の経営方針

当院の基本理念である短期治療型の医療を推進し、その質の維持、向上を目指すとともに、平成15年3月に策定された経営改善計画を踏まえ、今後も医業収支の健全化に努め、経営基盤の強化を図る。

4 平成17年度当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数	200床		
入院患者	64,970人	(1日平均	178人)
外来患者	34,692人	(1日平均	118人)

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位：千円)

病院事業収益	1,903,294	医業収益	1,072,102
		医業外収益	831,192
病院事業費用	1,871,800	医業費用	1,740,292
		医業外費用	131,458
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

(単位：千円)

資本的収入	119,405	一般会計出資金	119,405
資本的支出	179,024	建設改良費	19,244
		企業債償還金	159,780

登載依頼

熊本県公安委員会告示第 35 号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成17年12月16日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社菊陽自動車学校 菊池郡菊陽町原水 1430 番地 野上 禮之介	菊陽自動車学校 菊池郡菊陽町原水 1430 番地	初心運転者講習	代表者の氏名	野上 武	平成17年 9月25日
有限会社熊本南自動車学校 宇土市松山町 2300 番地 野上 禮之介	熊本南自動車学校 宇土市松山町 2300 番地	初心運転者講習	代表者の氏名	野上 武	平成17年 9月25日

熊本県公安委員会告示第 36 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同規則第7条第2項の規定により告示する。

平成17年12月16日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社菊陽自動車学校 菊池郡菊陽町原水 1430 番地 野上 禮之介	菊陽自動車学校 菊池郡菊陽町原水 1430 番地	代表者の氏名	野上 武	平成17年 9月25日
有限会社熊本南自動車学校 宇土市松山町 2300 番地 野上 禮之介	熊本南自動車学校 宇土市松山町 2300 番地	代表者の氏名	野上 武	平成17年 9月25日

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 126 号

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成17年12月16日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮本 尚彦

1 指示の内容

熊本県宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、本渡市、牛深市及び熊本県天草郡の地先海面において、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

平成18年2月1日から平成19年1月31日までとする。